

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	重度心身障害老人健康管理事業	新継区分	継続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身がい害老人にとって、医療費の負担が大きく、軽減と支援の施策が求められる。		平成 20 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るために老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,647	
具体的な実施内容	後期高齢者医療を受け、身体に一定以上の障がいのある65歳以上の高齢者の医療費を給付する。		平成 21 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るために老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,647	
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉の向上を図ることを目的とする。		平成 22 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るために老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,597	
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることができる。						